

日医発第648号(保131)  
平成19年10月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて

財務省主計局長より組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いにつきまして、別添のとおり周知方協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

カード様式の組合員証等への切替えに関する主な事務取扱いは、下記のとおりであります。

なお、現時点において、国家公務員共済組合の中で組合員証のカード化を予定しているのは日本郵政共済組合のみとのことですが、平成19年10月1日以降の日本郵政共済組合の取扱いに関しましては、平成19年9月28日付け日医発第608号(保119)におきましてご連絡申し上げていることを申し添えます。

### 記

#### 1. カード様式の組合員証等への切替えに関する事項

- 1 カード様式の組合員証等への切替えは、各共済組合の判断により、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の施行日(平成19年9月21日)より適宜行うことができる。なお、当分の間、改正前の国家公務員共済組合法施行規則の様式による組合員証等(以下「紙様式の組合員証等」という。)を交付することができ、各共済組合において、紙様式の組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断し、カード様式の組合員証等へ切り替える際には、計画段階の早い時期に財務省主計局給与共済課と調整する。
- 2 カード様式の組合員証等への切替えを実施しない共済組合においては、紙様式の組合員証等を引き続き使用できる。この場合においては、紙様式の組合員証等を1人1枚化して交付することはできない。

※ 組合員証等の具体的なカード様式等につきましては、別添資料の財務省主計局長通知「財計第1980号の(別紙)」をご参照下さい。

## 2. 組合員証等の更新・検認に関する事項

- 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、国家公務員共済組合法施行規則第92条第1項に基づく組合員証等の更新又は検認の時期については、従来どおりである。
  
- 2 組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、共済組合が発行する共済組合資格証明書を発行する。

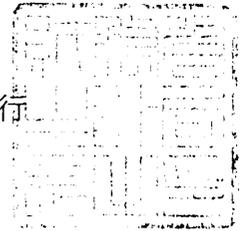
(添付資料)

- ・組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて  
(平19.9.21 財計第1980号 財務省主計局長通知)

財計第1980号  
平成19年9月21日

日本医師会会長 殿

財務省主計局長 杉本 和行



組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり実施することとしたので、通知します。

なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしくお願い致します（現時点において、国家公務員共済組合の中で組合員証のカード化を予定しているのは日本郵政共済組合のみである）。

(別紙)

## 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成19年財務省令第52号）による国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）の改正により組合員証等（組合員証及び組合員被扶養者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証並びに高齢受給者証をいう。以下同じ。）のカード化を行ったところですが、その取扱いにあたっての留意事項について下記のとおり通知する。

### 記

#### 第1 カード様式の組合員証等への切替えに関する事項

- 1 カード様式の組合員証等への切替えは、各共済組合の判断により、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成19年9月21日）以降適宜行うことができること。なお、当分の間、改正前の国家公務員共済組合法施行規則の様式による組合員証等（以下「紙様式の組合員証等」という。）を交付することができることとしており、各共済組合において、紙様式の組合員証等の更新時期や財政状況等を考慮して判断することとし、カード様式の組合員証等へ切り替える際には、計画段階の早い時期に財務省主計局給与共済課と調整すること。
- 2 カード様式の組合員証等への切替えを実施しない共済組合においては、紙様式の組合員証等を引き続き使用できるものであること。この場合においては、紙様式の組合員証等を1人1枚化して交付することはできないこと。

- 3 組合員証等の材質については、「プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする」と定めているところであり、組合員証等の利便性等を考慮して耐久性のあるものとする。
- 4 組合員証等の大きさ（縦54ミリメートル、横86ミリメートル）を変更することはできないこと。
- 5 組合員証等の色地及び印刷文字の色は特定しないが、表面印字がわかりづらくなならないように、さらには医療機関の窓口等において混乱が生じることのないよう、見やすいものとする。
- 6 組合員証等の表面に記載することとされている事項（組合員証等の記号及び番号、組合員又は被扶養者の氏名、性別、生年月日、組合員の資格取得年月日又は被扶養者の認定年月日、発行機関所在地並びに保険者番号名称及び印等）は、表面に記載すること。
- 7 組合員証等の共済組合印の印影については、朱色で印刷して差し支えないこと。また、印影の縮小も差し支えないこと。
- 8 組合員証等については、記載する文字の大きさを変更する、組合員証等の検認又は更新を行うことを予定している日、共済組合の記章、組合員等の顔写真など必要記載事項以外のものを記載する、組合員証等の余白に必要な事項を記載するなど、各共済組合の判断により、所要の変更又は調整を加えることができるが、この場合においても、表面印字等が分かりづらくなならないようにすること。
- 9 視覚障害者に対する配慮（希望する者には、カード表面に氏名等を点字で表示するなど）に努めること。
- 10 組合員証等のカード化に当たり、ICカード等の高機能カードを採用するかどうかについては各共済組合の判断に委ねているところであるが、高機能カード化に当たっては、費用対効果等を総合的に勘案しつつ、各共済組合の円滑かつ安定的な運営を損なうことのないように十分検討すること。なお、この場合、計画段階の早い時期に財務省主計局給与共済課と調整すること。
- 11 上記の取扱いのほか、紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えに当たっては、特に次の事項に留意すること。

- (1) 被扶養者の認定の適否を再確認すること。
- (2) カード様式の組合員証等への切替えにより無効となる紙様式の組合員証等については、カード様式の組合員証等との交換等によりもれなく確実に回収すること。
- (3) 回収後の紙様式の組合員証等については、表面に油性マジック等で×印を表示するか穴をあけるなど無効である旨を表示し、嚴重に管理、保存したうえで保存期間終了後速やかに破棄するなど、個人情報への漏洩が生じないように万全を期すこと。
- (4) カード様式の組合員証等への切替えに際し、紙様式の組合員証等を滅失したこと等により共済組合に提出できない者については、組合員証等再交付申請書（別紙様式第12号）を必ず提出させ、組合員の資格等を確認の上、カード様式の組合員証等を交付すること。

12 上記のほか、組合員証等のカード化に当たって疑義等が生じた場合には、財務省主計局給与共済課に照会されたいこと。

## 第2 組合員証等の更新・検認に関する事項

- 1 紙様式の組合員証等からカード様式の組合員証等への切替えを行った共済組合についても、国家公務員共済組合法施行規則第92条第1項に基づく組合員証等の更新又は検認の時期については、従来どおりであるものとする。
- 2 組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、共済組合が発行する共済組合員資格証明書を発行し、これらの受診に支障のないよう措置を講ずること。